

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		幼保連携型以外の認定こども園の認定
根拠条例・規則等名		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条 項		第3条第1項、第3項
所 管 部 課		子ども未来局 子育て未来部 のびのび安心子育て課（電話：048-829-1868）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項及び別添「さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」に掲げる基準。
	設定等年月日	平成30年3月26日設定 令和5年10月26日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事実関係の認定に難易差があり、設定が困難であるため)
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		

○さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

平成30年3月26日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定により幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。第7条において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子ども

もに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(4) 園児 認定こども園に在籍する子どもをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一部改正〔令和5年条例30号〕)

(職員の配置の基準)

第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。

(1) 満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上

(4) 満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上

2 認定こども園には、学級ごとに担任する職員（以下「学級担任」という。）を1人以上置かなければならない。

3 認定こども園には、多様な機能を一体的に提供するため、認定こども園の長（以下「園長」という。）を置かなければならない。この場合において、前条第1項第1号イに規定する幼稚園型認定こども園にあっては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に園長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが園長を兼ねることができる。

4 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第17条の規定により認定こども園外から食事を搬入する場合

5 認定こども園には、嘱託医その他市長が別に定める者を置かなければならない。

(職員の資格)

第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置かれる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かれる職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園教諭の普通免許状及び保育士の資格を有する

者とすることが困難であると市長が認めるときは、幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者とすることができる。

- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭の普通免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭の普通免許状を有する者とすることが困難であると市長が認めるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園教諭の普通免許状の取得に向けた努力を行っているものとしてすることができる。
- 4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち保育所と同様に1日に8時間程度利用する園児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該園児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であると市長が認めるときは、幼稚園教諭の普通免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものとしてすることができる。
- 5 園長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

(学級の編製の基準)

第5条 満3歳以上の園児であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、学級を編成しなくてはならない。

- 2 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の学級については20人以下とし、満4歳以上の学級については35人以下とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、満3歳以上満4歳未満の園児の学級について、学級担任を2人以上置く場合にあつては、1学級の園児の数を35人以下とすることができる。

(施設設備の基準)

第6条 第2条第1項第1号イに規定する幼稚園型認定こども園は、その用に供される建物及びその附属設備が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 園児の移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎（以下「園舎」という。）の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。第9項ただし書において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。以下この条において同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項本文（満2歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、同項本文及び第13項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

3 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

4 認定こども園には、次に掲げる設備を備えなければならない。

- (1) 保育室又は遊戯室
- (2) 屋外遊戯場
- (3) 調理室
- (4) 乳児室又はほふく室（満2歳未満の園児の保育を行う場合に限る。）

5 前項第1号及び第4号に掲げる設備（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、園舎が第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に設けることができる。

7 第5項の規定にかかわらず、既存施設が保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、第3項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第7号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

8 前項の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満

の園児の保育の用に供するものでなければならない。

9 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の園児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

10 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号に掲げる基準を満たすときは第2号に掲げる基準を満たすことを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第2号に掲げる基準を満たすときは第1号に掲げる基準を満たすことを要しない。

(1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の園児について前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

11 屋外遊戯場は、園舎と同一の又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、保育所型認定こども園（市長が特に認めたものに限る。）又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

(1) 園児が安全に利用できる場所であること。

(2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(3) 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(4) 前項に規定する屋外遊戯場の面積の基準を満たす場所であること。

12 第4項第3号の規定にかかわらず、第17条に規定する方法又は幼稚園型認定こども園において20人未満の園児に対し当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、認定こども園には、当該認定こども園で行う調理のために必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

13 乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 満1歳未満の園児1人につき、保育所型認定こども園にあつては5平方メートル以

上（市長が特に認めたものにあつては、3.3平方メートル以上）、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては3.3平方メートル以上

(2) 満1歳以上満2歳未満の園児1人につき3.3平方メートル以上

（一部改正〔令和元年条例37号〕）

（教育及び保育の内容）

第7条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情として市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。

（一部改正〔令和5年条例30号〕）

（職員の資質の向上）

第8条 認定こども園は、市長が別に定める事項に留意して、園児の教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。

（教育及び保育の時間並びに開園日数及び開園時間）

第9条 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して園長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

（子育て支援事業）

第10条 認定こども園は、市長が別に定める事項に留意して、子育て支援事業を実施しなければならない。

（情報開示）

第11条 認定こども園は、保護者が多様な施設から適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、子育て支援事業等に関する情報の開示に努めなければならない。

（公正な入園の選考）

第12条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。

2 認定こども園は、市との連携を図り、前項の特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(園児の健康及び安全の確保等)

第13条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第13条の2 認定こども園は、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(園児の自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

(追加〔令和5年条例18号〕)

(自己評価及び外部評価)

第14条 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、認定こども園は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 認定こども園は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該認定こども園の園児の保護者その他の認定こども園の関係者(当該認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況

その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

(掲示)

第15条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の掲示をしなければならない。

(園児及び職員の健康診断)

第16条 園長は、園児に対し、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の定期健康診断のうち1回は、6月30日までに行うものとする。

3 園長は、第1項の規定にかかわらず、園児の入園前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が園児に対する入園時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、入園時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、園児の入園前の健康診断の結果を把握しなければならない。

4 認定こども園の職員の健康診断に当たっては、特に園児の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 認定こども園（保育所型認定こども園を除く。以下この条において同じ。）は、市長が適当と認める場合には、第20条第1項において読み替えて準用するさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

(学校教育法施行規則の準用)

第18条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）第2条第1項第4号に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第19条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、認定こども園につ

いて準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)

第20条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第6条、第10条から第12条まで、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項及び第3項、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	認定要件に定める基準
第4条第1項	最低基準	さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号。以下「認定要件を定める条例」という。）に規定する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件（以下「認定要件」という。）に定める基準
第5条第1項	入所者	認定要件を定める条例第2条第1項第4号に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第5条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
	それぞれの施設	認定こども園
第10条の見出し	入所した者	園児
第10条、第14条第2項及び第3項並びに第20条第1項	入所者	園児

第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
第14条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	認定要件を定める条例第20条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
第20条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（既存施設（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、耐火建築物又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。））（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）

	ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	
第44条第7号イ及びウ	施設又は設備	設備
第44条第7号エ、オ及びク	保育所	認定こども園
第44条第7号カ	乳幼児	園児
第48条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和元年条例37号・5年18号〕)

(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の準用)

第21条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）第8条の規定は、認定こども園について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において現に存する幼稚園型認定こども園の入園時の健康診断及び定期健康診断については、平成31年3月31日までの間は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(認定こども園の職員の資格に関する特例)

- 3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第4条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

(追加〔令和2年条例38号〕)

- 4 第4条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第8項において同じ。)をもって代えることができる。

(追加〔令和2年条例38号〕、一部改正〔令和5年条例18号〕)

- 5 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(追加〔令和2年条例38号〕)

- 6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験

を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(追加〔令和2年条例38号〕)

- 7 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(追加〔令和5年条例18号〕)

- 8 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第4条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園教諭の普通免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6項	第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第7項	第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

(追加〔令和2年条例38号〕、一部改正〔令和5年条例18号〕)

附 則 (令和元年12月27日条例第37号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日条例第38号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日条例第 18 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

5 第 6 条の規定による改正後のさいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第 13 条の 2 第 2 項の適用については、認定こども園において園児の通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、園児の通園を目的とした自動車を運行する認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和 5 年 10 月 26 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。